

嘉麻市の
魅力を発信

広報嘉麻

ジモトがもっと好きになる!

令和6年
5月号
218号

森林を育むことは
私たちの暮らしを守ることに
つながります。

森林を守り
森林を活かす

広報嘉麻

〈発行〉嘉麻市役所 人事秘書課
編集・制作 株式会社NOTE

〒820-0292 嘉麻市岩崎1180番地1
☎0948-42-7411 FAX 0948-42-7097

ホームページ
<https://www.city.kama.lg.jp>



LINE



LINE

嘉麻市の最新情報をテレビでチェック! 嘉麻市が発信する災害情報や防災行政無線の放送内容のほか嘉麻市の最新情報をテレビKBC(1チャンネル)で確認できます! ぜひ日頃からご活用ください!

KBC 1ch+dボタン

◆避難所の開設や避難に関する情報
◆市バスの運休情報
◆イベントの開催・中止
◆各種お知らせ

使い方はこちら

- 1 テレビのチャンネルをKBC(1チャンネル)に合わせる。
- 2 お手持ちのリモコンの「dボタン」を押す。
- 3 「dボタン広報誌」を選び、「決定ボタン」を押す。

簡単3ステップ!

※お使いのリモコンによりボタンの位置は異なります。

毎月第4日曜日は
BTS嘉麻マルシェ

次回は **5月26日** 11:00~16:00

詳しくはInstagramをチェックしてね!

ゆめたこ やってこがくる!

食べなきやもったいない!

0948-42-8882

嘉麻市岩崎折口63-17(なつき文化ホール横)

遠方で車がない方 重くて持てない方

ご高齢者のための

お布団・毛布のクリーニング

※お電話1本で無料集配いたします(総額1,500円以上)

TOYO DRY 0948-52-0451 9:00~17:00 (休日:水・日曜日)

筑豊住建 & タカラ

リフォーム&リノベーション相談会

5月25日・26日 10:00~17:00

タカラ筑豊ショールーム 飯塚市弁分61-1 TEL0948-23-9100

1982年創業の経験と実績 株式会社 筑豊住建 0120-28-3323

飯塚東耳鼻
いんこう科

0948-43-8191

福岡県飯塚市柏の森1-46 駐輪場・駐車場あり(26台)

診療時間	月	火	水	木	金	土	日
9時~12時半	●	●	●	●	●	★	/
14時~18時	●	●	/	●	●	/	/

★9時~13時 休診日:水午後・土午後、日祝

回転寿司 **一太郎** ICHITAROU

0948-21-0148 飯塚市鯉田1526-179

営業時間/【昼】11:00~15:00 【夜】17:00~21:30

<http://1taro.jp> 検索

シロアリの活動が盛んな季節

羽アリを見たらお電話ください!

シロアリ調査・お見積り無料!!

ANTOSS アントス株式会社 0120-888-498

飯塚市上三緒172-1 MAIL support@antoss.jp

ほとめき市場 **一太郎** ICHITAROU

0948-22-6611

飯塚市鯉田1646-43 営業時間/10:00~18:30

嘉麻市の森林の今と昔

嘉麻市は総面積の6割に森林が広がり、その77%は、スギやヒノキを主とした人工林が占めています。

第二次世界大戦中、大量の木材や木炭が必要となり、里山や奥地の山から多くの木々が伐られました。終戦後、復興のため木材の需要が増え、政府は伐採跡地などを針葉樹中心の人工林に置き換える「拡大造林政策」を実施しました。需要の増加に伴い木材の価格は急上昇し植林が進みましたが、その一方で木材輸入の自由化により、安価な外国産材の需要が高まりました。また同時期に家庭用の燃料も薪や炭から化石燃料へと置き換わったことで、日本の森林資源は、建材・燃料としても需要を失い、林業も衰退

していきました。利用されずに放置された人工林は、間伐などの必要な手入れが行われないまま、森林としての健全性が失われ、荒廃が進みました。こうした人工林は、そのほとんどが植樹後40年以上を経て利用に適した時期を過ぎつつあります。

以前は管理されていた竹林も、竹製品の石油製品への転換や、輸入タケノコの消費増大により放置され、里山や耕作放棄地、手入れのされていない森林に広がっています。



森林環境税について

納税された「森林環境税」は、国を通して「森林環境譲与税」として全国全ての市町村と都道府県に配分され、森林経営管理制度を始めとする森林整備やその促進のための取組に活用されます。(年間総額約600億円)

R6年より年間 1人1,000円を個人住民税と併せて徴収します

※東日本大震災を契機にした防災対策のために臨時的に加算されていた個人住民税の均等割1,000円は、令和5年度に終了するため、**負担の増減はありません。**

●年間1,000円を個人住民税に上乗せして徴収



私有林人工林面積(5割)、林業就業者数(2割)、人口(3割)により按分

森林環境税はどんなことに利用されるの？

森林整備

森林の動きを最大限に発揮させるために、植樹や間伐を行い健やかな森林を維持します。

人材育成

森林整備の知識や技術を普及させることで、森林整備の担い手を育成します。

木材の利用・普及啓発

山間部と都市部が連携した森林環境教育や間伐などで生産された木材の活用を進めます。

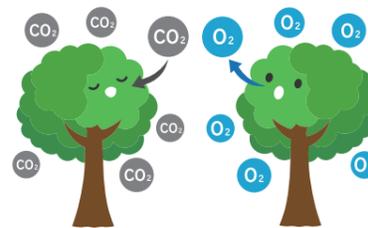
森林を守り 森林を活かす

森林は私たちの生活を支えています。

しかしその機能は森林が健やかな状態でなければ発揮することができません。だからこそ私たちの手で整備し守り育て、活かしていくことが大切です。

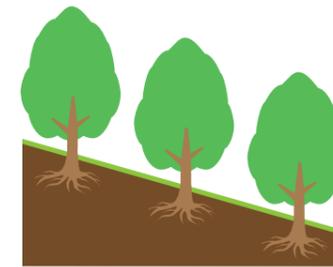
森林にはこんな機能があります

温室効果ガス削減



日本のCO2吸収量のうち、9割以上は森林が吸収しています。また、木材には炭素を固定する役割もあります。

災害や土砂崩れを防ぐ



木の根は土を固定して土砂崩れを防ぐとともに、下草や落葉・枝などは表土が流れ出るのを抑えています。

雨水を地中に浸透させる



雨水が落ち葉を通して土中にゆっくり浸透することで、川への急激な流出を緩和するとともに、水を浄化しています。



02 放置竹林対策事業

森林所有者の高齢化や後継者不足などに伴って、竹林の拡大や里山林の荒廃が問題になっています。
こうした放置竹林の拡大防止を図るため、竹林所有者等が行う竹林の整備に要する費用に対して、補助金を交付する事業です。



03 意向調査・特定調査(森林経営管理制度)



意向調査は、平成31年(2019年)度から施行された森林経営管理制度の周知を図るとともに、今後の森林経営管理の方向性および森林整備の指針を決定するため、森林所有者の森林経営管理の現状ならびに今後の意向などについて調査(アンケート)を実施し、結果の分析を行います。
特定調査は、先に実施した森林経営管理制度意向調査で森林管理の委託を希望した森林所有者の森林に対し、福岡県荒廃森林整備事業等の整備事業への接続に必要な森林の現況確認等を行います。



04 市有林再生事業

長い間、適正な管理が出来ず、荒廃が進むと考えられる嘉麻市有林の調査と、間伐等の整備を行うことで市有林の再生を図ります。



05 林道維持管理業務

嘉麻市が管理する林道の維持管理業務を委託する事業です。

嘉麻市での取り組み

水源の森基金や
福岡県森林環境税を活用した
人工林の間伐を進めています。

森林環境譲与税譲与金について

令和元年度から交付が始まり、令和4年度までに

73,137,000円

交付されています

森林環境譲与税譲与金とは?
令和元年度から譲与が開始され、市区町村や都道府県に対し、私有林人工林面積、林業就業者数および人口による客観的な基準で按分して譲与されるものです。

市では森林環境譲与税譲与金を活用し森林を守る
5つの事業を行っています!



01 木材利用・普及啓発推進事業

木材利用や普及啓発を図ることを目的に、市内林道に設置されている木製ガードレールの修繕や木育により母子保健の増進を図るとともに、森林行政や自然環境に関心をもってもらうことを目的に新生児に「はじめてのつみき」を贈る活動を行っています。



お母さんからのコメント

手作りのつみきは、温かい雰囲気です。天然木で角が丸く削ってあるので、安心して遊ばせることができます。



はじめてのつみき

ヒノキの端材を使い地元の木工作家が1個ずつ手作りした積み木を出生のお祝いとして、子育て支援課がご家庭を訪問し、産後のお母さんの健康状態や赤ちゃんの体重測定・発育状況の確認を行う「赤ちゃん訪問」の際にプレゼントしています。



木製ガードレール

景観に温かみを感じさせる市内林道に設置している木製ガードレール

放置された竹林の整備 を行う所有者や自治会を支援します

森林所有者の高齢化や後継者不足等に伴い、竹林の拡大や里山林の荒廃が問題になっています。嘉麻市は、市内の放置竹林の拡大防止を図るため、竹林所有者等が行う竹林の整備に要する費用に対して「嘉麻市放置竹林対策事業費補助金」を交付します。

補助の対象者

- 嘉麻市内に竹林を持つ所有者
- 竹林の整備を行う自治会

補助の条件(次の①～⑤のすべてを満たすこと)

- ①対象地は、人家、農地(耕作中のものに限る)および公共建築物等に隣接した竹林
- ②間伐で500㎡以上、もしくは皆伐で200㎡以上、整備を行うこと
- ③伐採後の竹は、粉碎もしくは撤去を行い、整備後適正な管理が図られる見込みがあること
- ④嘉麻市と整備実施者との間で、10年間の事業実施における協定を結ぶこと
- ⑤竹の伐採等に関して、ほかの公的な補助金等を受けていないこと

補助金の額(事業者へ整備を委託する場合)

総額 上限 **40万円** 整備(間伐または皆伐)に要した費用に補助します。

※ただし、補助対象者が自ら整備を行った場合は、別に定める標準額に実施面積を乗じた額になります。



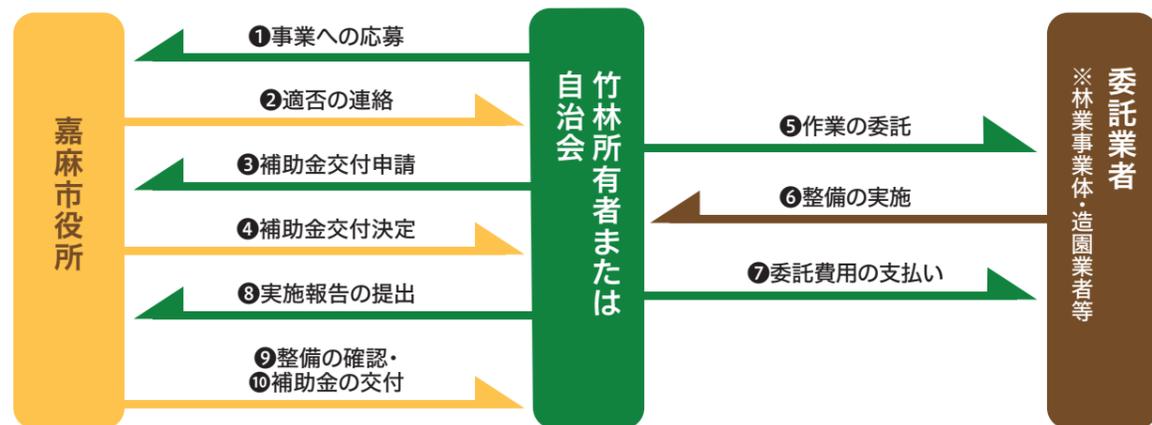
整備前
(例)



整備後
(例)

※写真は一例です

事業実施のおおまかな流れ(委託の場合)



募集期間

5月1日(水)～5月31日(金) ※土・日・祝日を除く9:00～17:00

応募受付後、あらかじめ補助の対象となるか否かを確認し連絡します。その上で、申込多数の場合は、6月中旬に抽選を行います。

●申・問/農林振興課 林務係 ☎42-7463
〒820-0292 嘉麻市岩崎1180番地1
メール rinmu@city.kama.lg.jp
※事業実施の流れや留意事項等の詳細は、上記にお問い合わせください。



福岡県 広域森林組合
嘉飯山支店長
ひぐち けい
樋口 圭 さん

Interview

健全な森林を育て地球温暖化防止と国土保全 私たちの暮らしを守る

嘉麻市の土地の約6割を占める森林。この森林の状態は、私たちの暮らしにも大きな影響を与えています。そこで森林を健全化する活動をしているのが、「広域森林組合」です。平成25年に福岡都市圏を囲む11の森林組合が合併して誕生しました。本市には嘉飯山支店があり、嘉麻市・飯塚市・桂川町を管轄しています。支店が管轄する森林面積は、国有林を除く約16,000ヘクタールです。そのうち人工林は約10,000ヘクタールで、この中の約1,300ヘクタールの森林整備を行っているそうです。

「森林整備で行う活動は下刈・枝打ち・間伐などです。利用期を迎えたスギ・ヒノキ林では、伐採・搬出して、木材市場で販売します。また伐採後の林地には新たに植林し、健全な森林づくりを行っています」。そう語るのは同組合の樋口 圭(ひぐち けい)さんです。「人工林は人が整備しないと荒廃していきます。荒廃した森林は間伐などが行われなため、日光不足によって下草や落葉層が貧弱となり、土壌が失われるのです。これによって土砂流出などの災害も起こりやすくなります」。健全な森林の育成は、国土や水源の保全につながり、地球温暖化防止にもなるそうです。「まずは、伐って・使って・植栽するという林業のサイクルを構築していくことが大切です。旧南嘉穂線沿いなどの林業に適している箇所

では、健全な林業サイクルを構築。立地的条件が不利な奥山などは、野生生物の棲みかとなる森林へ誘導することによって、鳥獣被害を少しでも防げるのではないのでしょうか」と樋口さんは語ります。

しかし、そこには多くの課題もあります。森林所有者や境界が分からない森林の増加、林業の担い手の不足。また、森林整備に伴って伐採・搬出される木材を建築物などに利用していくことや、森林整備の必要性や木材利用の意義などについて地域の方々に伝え、理解を得ることも大切なのだとか。樋口さんは「林業には多くの作業が必要で、収入を得るまでには約50年かかります。しかしながら森林整備を怠ると、森林の持つ公益的機能が減少して、地球温暖化や山地災害、干ばつなどが発生しやすくなります。本市の森林の多くを占めるスギ・ヒノキの人工林は、現在大半が利用期を迎えているところ。今後はこの木材を有効活用し、森林所有者からの委託を進めながら林業従事者の育成を行っていきま」と将来への想いを語っていただきました。森林は私たちが暮らすために、なくてはならない存在です。同組合の活動をもっと広め、嘉麻市の豊かな森林を継続的に守っていくことが大切だと感じました。



伐採後は新たに植林!

5 公益財団法人福岡県スポーツ協会より表彰されました

嘉麻市スポーツ協会副会長の荒木 征男さんが長年に渡りバウンドテニス競技の普及をはじめ、市町村対抗の「福岡駅伝」などでスポーツ推進に尽力した功績が評価され3月9日、令和5年度公益財団法人福岡県スポーツ協会表彰表彰式に出席しました。4月3日、受賞の報告に訪れた荒木さんは「選手のおかげで、ここまで続けることができました。当時関わった子どもたちが大人になり競技指導で活躍している姿を見ると嬉しいです」と語り、赤間市長は「今後も元気に活動を続けてください」と激励と感謝の言葉を述べました。



6 自衛隊入隊予定者が市長の元へ表敬訪問を行いました

3月19日、4月より自衛隊に入隊を予定している小川 優仁さん、穂坂 祐樹さん、我喜屋 青汰郎さん、梅津 拓海さん、小林 瑞季さんが赤間市長の元へ表敬訪問に訪れました。代表の小川さんは、「困難なこともあると思いますが、仲間と支え合い、1日でも早く立派な自衛官になれるように精一杯がんばります」と力強く語り、赤間市長は「自衛隊は国防のほか、自然災害からも国民を守る重要な仕事です。高い志を持ち任務に就くことを期待しています」と、激励の言葉を贈りました。



7 ライオンズクラブ国際協会 337-A 地区によるトラックの寄贈式が行われました

3月25日、ライオンズクラブ国際協会 337-A地区によるマツダ スクラムトラックの寄贈式が行われました。今回の寄贈について、ガバナーの中村 巧さんは、「ライオンズクラブ国際協会337-A地区の70周年記念事業の一環として、嘉麻市へ車両の寄贈の申し出をし、複数回の打ち合わせを重ね、寄贈に至りました。嘉麻市にとって有意義に活用してください」と話しました。赤間市長は、「車両の寄贈にとっても感謝しています。大切に使用させていただきます」と感謝の言葉を述べました。



8 企業版ふるさと納税寄附金贈呈式を行いました

「嘉麻市まち・ひと・しごと創生推進計画」に基づく取り組みに第一生命保険株式会社様からご賛同いただき、3月27日、企業版ふるさと納税寄附金贈呈式を行いました。同社 北九州総合支社 支社長の雨宮 進さんは、「まちづくりに資する公益的な事業にお役にください。今後も継続し嘉麻市に貢献していきたいです」と話し、赤間市長は、「ご寄附ありがとうございます。市民提案型事業補助金交付事業に活用いたします」と感謝の言葉を述べました。



9 第一生命保険株式会社と包括連携協定を締結しました

3月27日、本市と第一生命保険株式会社は、地域社会の発展と市民サービスの更なる向上を目的として、包括的な連携を実施することで合意し、協定を締結しました。同社 北九州総合支社 支社長の雨宮 進さんは、「嘉麻市のみなさんのお役に立てることが嬉しいです。これからがスタートという気持ちで協力していきます」と語り、赤間市長は、「健康増進、ワーク・ライフ・バランスの推進、子育て支援、青少年育成など地域社会の活性化に協力いただき連携を図りながら進めていきます」と述べました。



10 坂本 高行さんが嘉麻市消防団長に就任しました

4月1日付で坂本 高行さんが新しく嘉麻市消防団長に就任しました。坂本さんは就任挨拶で「消防団長として身の引き締まる思いで重責を深く感じています。市民の安全・安心を願い、火災・災害等に即時対応します。平時より団員と活動をともにし、消防団の一層の発展のため、充実・強化に向けた取組や訓練に励み、その中核的な役割を果たす組織の目的達成に取り組みます。市民の生命・身体・財産を守るリーダーとして、前線に立ち団長としての責務を果たせるよう防災・減災に努めてまいります」とこれからの想いを述べました。



NEWS Kama News Topics!

かま ニュース トピックス

1 「嘉麻市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画(案)」の答申を行いました

2月22日、嘉麻市高齢者福祉計画・介護保険事業計画検討協議会の岩見 元照会長は「嘉麻市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画(案)」について、赤間市長に答申を行いました。委員12名で構成された同協議会は、令和5年7月27日に赤間市長から諮問を受け、令和6年度～令和8年度までの、高齢者福祉および介護保険事業の実施に関する内容について検討・協議を行いました。答申では、岩見会長から計画の実施にあたり、高齢者が生きがいを持ち可能な限り住み慣れた地域や住まいで、尊敬のある自立した生活を送ることができるよう各施策の着実な推進を要望しました。



2 嘉麻市障がい者施策推進協議会が答申を行いました

2月22日、嘉麻市障がい者施策推進協議会の藤木 健弘会長と藤嶋 勇治副会長は本庁舎において、第7期嘉麻市障がい福祉計画・第3期嘉麻市障がい児福祉計画の策定について、山田副市長に答申を行いました。障がいのある人や障がいのある子どもを支援するサービスの提供に関する体制やサービスを確保するための方策などを示す事業計画として、令和6年～8年度に行います。今後障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しながら共生する社会の実現を目指し、計画に基づき、障がい者施策を進めていきます。



3 「第3次嘉麻市人権教育・啓発実施計画」の策定について答申を行いました

3月14日、嘉麻市差別のない人権が尊重されるまちづくり審議会の森山 沾一会長と頼金 豊子副会長は赤間市長に「第3次嘉麻市人権教育・啓発実施計画」の策定について答申を行いました。部落差別をはじめ、あらゆる差別の解消に向けた人権施策としての取組を推進するにあたり、すべての行政施策は人権施策であることを念頭におき、令和3年に実施した市民意識調査の結果を踏まえ、実施計画の内容を見直しました。本計画は令和6年度～令和10年度の5年間とし、進捗確認や意識調査から見えてきた課題を数値化した「成果目標」を掲げ、「差別のない人権が尊重されるまちづくり」の実現に向け取り組みます。



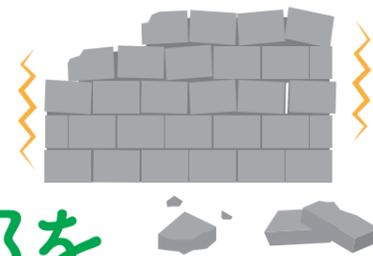
4 「嘉麻市デジタル推進計画」の進捗管理に関する事項の諮問を行いました

本市は2月に策定した「嘉麻市デジタル推進計画(カマデジ)」の進捗管理に関する事項の諮問を3月27日に嘉麻市デジタル推進協議会へ行いました。赤間市長は、「【デジタル・人・自然が融合するまち、嘉麻。】を実現し、日本有数のデジタル先進地方都市を目指すべく、取り組みを推進してまいります。委員のみなさまの、より一層のご理解と、ご協力をよろしくお願いいたします」と述べました。



ブロック塀の撤去費用の一部を補助します!

【防災・安全社会資本整備交付金】



危ない
ブロック塀
がないか、確認
しましょう!

補助金の額

1敷地につき、ブロック塀等の撤去工事の経費の2/3に相当する額(1,000円未満切り捨て)または160,000円のいずれか低い額

※ブロック塀等の撤去工事の経費は、総延長に、1mあたり8万円を乗じた額を上限とします。

※事業所得者が申請するとき、確定申告の際にブロック塀等の撤去費用を経費にする場合は、消費税分を減額いただきます。

対象者

- ①同一敷地でこの補助金の交付を受けていないこと
- ②申請者または同一世帯員において市税等の滞納がないこと
- ③申請者または同一世帯員において暴力団もしくは暴力団関係団体、または暴力団員もしくは暴力団関係者でないこと

対象のブロック塀等

ブロック塀等が嘉麻市耐震改修促進計画に定める避難路に面し、高さが1m以上であるもの(全部または一部の撤去)

- ①職員による診断結果で40点未満になるもの
 - ②診断後に補助申請を行い補助金の交付決定後に着工できる工事であること
 - ③令和7年2月末までに完了届(実績報告書)が提出できること
 - ④その他市長が災害時に安全上支障があると認めるもの
- ※当該ブロック塀等を一部撤去する工事は、次の⑤⑥⑦のいずれも満たすこと
- ⑤工事後の診断結果で70点以上となるもの
 - ⑥工事後の高さが1.2m以下となるもの
 - ⑦建築基準法第42条に規定する道路内に存しないもの
 - ⑧他の制度と補助申請が重複しないこと

事前協議から申請まで



事前協議・申請の受付

■事前協議・申請の受付

事前協議は随時受付をします。

※診断結果後、事業予算額に達し次第締切

※申請状況によっては10月初旬までに申請をお願いします。

■事前協議・申請受付先・問い合わせ先

土木課 土木管理係 ☎42-7043

8:30~17:00

(土・日曜・祝日および年末年始を除く)

物価高騰対応重点支援給付金 未請求の方へお知らせ

1世帯あたり
10万円

＼住民税が均等割のみ課税されている世帯への給付金です!／

本給付金は、物価高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯(住民税均等割のみ課税世帯)に対し支給を行っております。

お急ぎください

提出期限 **令和6年5月31日(金)までです【消印有効】**

①令和5年12月1日(基準日)に嘉麻市に住民登録があり

②世帯全員が令和5年度住民税が均等割のみ課税である世帯の世帯主または、令和5年度住民税均等割のみ課税者及び非課税者の混合で構成される世帯の世帯主(世帯全員が住民税課税の親族等から扶養されている世帯は除く)

支給要件



詳細はこちら

＼給付金を受け取るには手続きが必要です!／

支給対象の可能性のある世帯主には手続き書類をお送りしています。上記の支給要件に該当しない世帯は、本給付金の対象外のためお送りしていません。対象の方でお手元にない場合は、コールセンターへご連絡ください。また、令和5年度住民税について申告によって修正などされた世帯、住民税が課税されている扶養者と離婚や死別があった世帯については支給対象となる場合がありますので、給付金コールセンターへお問い合わせください。

●問/嘉麻市物価高騰対応重点支援給付金に関する給付金コールセンター
☎42-7471 受付/月~金(祝日を除く)9:00~17:00

児童1人
あたり
5万円

子ども加算について

●問/こども育成課 児童係 ☎42-7459

物価高騰の影響を強く受けている低所得の子育て世帯には上記給付金に加え、子ども加算を支給します。

申請について 申請不要 ※同一世帯として住民登録されていない(別居)児童に限っては、別世帯である世帯主からこの児童と生計が同一であることの確認および申請手続きが必要です。

住民税非課税世帯への給付を支給された世帯

- 支給要件 ①②両方の要件に該当する方が対象
- ①物価高騰対応重点支援給付金(令和5年度住民税非課税世帯)を支給された世帯
 - ②令和5年12月1日(基準日)時点において、当該世帯において扶養されている18歳以下の児童(平成17年4月2日生まれ以降の児童)がいること(基準日以降から令和6年5月31日までに出生した子どもも含む)。

■子ども加算申請期限
令和6年5月31日(金)
消印有効



詳細はこちら

住民税均等割のみ課税世帯への給付を支給された世帯

- 支給要件 ①②両方の要件に該当する方が対象
- ①上記給付金(物価高騰対応重点支援給付金(令和5年度住民税均等割のみ課税世帯への給付))を支給された世帯
 - ②令和5年12月1日(基準日)時点において、当該世帯において扶養されている18歳以下の児童(平成17年4月2日生まれ以降の児童)がいること(基準日以降から令和6年6月30日までに出生した子どもも含む)。

■子ども加算申請期限
令和6年6月30日(日)
消印有効



詳細はこちら

※支給された物価高騰対応重点支援給付金は、差押禁止等及び非課税の対象です。

※給付金の「振り込め詐欺」や「個人情報の詐欺」にご注意ください!

自宅や職場などに嘉麻市や福岡県、国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、嘉麻市役所社会福祉課や嘉麻警察署、警察相談専用電話(☎9110)にご連絡ください。また、心あたりのないメールが送られてきた場合はアクセスや入力したりせず速やかに削除して下さい。

令和6年度 商品開発改善事業補助金

嘉麻市の魅力を発信する商品の開発および改良について、補助金制度を設けています。



対象者 ※①②どちらにも該当すること

- ①市内に本社(本店)、支社(支店)、営業所および工場などを有する法人もしくはその他団体または個人事業者
- ②市内において各種法令などを遵守した生産、製造、加工またはサービスの提供を行っていること



補助の対象となる商品

- ①嘉麻市ふるさと納税返礼品に登録されているもの、または登録される見込みがあるもの
- ②市内において製造もしくは加工されているもの、または提供されるサービスであって本市の魅力を発信する効果が高いと市長が認めるもの

申請に必要な書類

- 嘉麻市商品開発改善事業補助金 交付申請書(様式第1号)
- 事業計画書(様式第2号)
- 収支予算書(様式第3号)
- 誓約書(様式第4号)
- 納付状況等調査同意書(様式第5号)
- 法人の場合は法人登記事項証明書(全部事項証明書)、団体の場合はその代表者の住民票、団体の規約および構成員名簿、個人事業者の場合は住民票および開業届出書
- 事前アンケート ●その他市長が必要と認める書類



申請受付期間

5月1日(水)～6月14日(金)

※申請時点では、掲載の内容が変更となる可能性があります。

送付先

〒820-0292 嘉麻市岩崎1180番地1 嘉麻市役所 産業振興課 商工係

補助の対象となる経費

- ①対象商品の商品開発などに要する経費
- ②対象商品のパッケージおよびラベルなどの作製に要する経費
- ③商品開発などを行った対象商品の販売促進にかかる広告および宣伝に要する経費

補助金額

補助対象経費の

2/3 以内 (ただし、上限20万円)

注意点

- ①原則、補助金の交付は、補助事業完了後、実績報告書が提出された後になります。
- ②補助事業の内容などが変更になった場合は、届出が必要です(様式第7号)
- ③令和6年度中に事業を完了する必要があります。
- ④申請者は、収支に関する帳簿を備え、領収書など関係書類を整備し、これらの帳簿および書類を、5年間保管しなければなりません。
- ⑤必要に応じ、補助対象事業の実施状況およびその結果の公表をしていただきます。

期日に余裕を持って
ご準備ください!



●問/産業振興課 商工係 ☎42-7450

市内事業者へのお知らせ

補助金の申請受付について

嘉麻市では、市内の事業者向けに各種補助金制度を設けております。内容を確認いただき、該当する方はぜひご活用ください。

商業店舗リフォーム補助金

商業の振興および活性化を図るため市内の商業店舗のリフォーム工事を行う場合に予算の範囲内において経費の一部を補助金として交付します。



申込資格 (補助対象者は次のすべてに該当する方)

- ①市内に本社もしくは本店所在地を有する法人、または市内に住所を有する個人事業者。
- ②風営法事業者でないこと。
- ③市税等の滞納がないこと。
(生計を一にする同一世帯の人を含む)
- ④暴力団関係者でないこと。
- ⑤リフォーム後に継続して営業する見込みがあること。
- ⑥小規模事業者に該当すること。
- ⑦過去にこの補助金の交付を受けていないこと。

改修工事の例

改築・塗装・修繕・模様替え・外壁塗装・増築工事・看板サインなどの設置
※単なる備品の入れ替えは対象外となります。

対象外となる工事

- 住居部分で直接事業の用途に付さない部分にあたる経費
- 年度を超える工事

補助対象 (すべてに該当する店舗・工事)

- ①市内で、小売業・飲食業もしくはサービス業が営まれている店舗または事務所。
- ②申し込み者が所有または賃借している店舗など。
(賃借の場合は所有者の同意があること)
- ③原則として市内の施工業者が行う工事で、令和7年3月31日までに完了届が提出できること。
- ④他の補助制度による補助対象工事でないこと。
※本補助の交付決定前に着工しているものは対象外。

補助金額

改修工事費用(消費税別)の

1/2 に相当する金額

(ただし、上限50万円で千円未満切り捨てとなります)

申請受付期間

5月1日(水)～6月14日(金)

※申請時点では、掲載の内容が変更となる可能性があります。

※申込多数の場合は、抽選となります。抽選は6月末に嘉麻市役所で行う予定です。



●問/産業振興課 商工係 ☎42-7450

雨・風の基礎知識

例年、5月の下旬から6月の中旬にかけて梅雨入りしています。

福岡県では、毎年のように梅雨時期に大雨災害が発生しています。

天気予報などで「1時間に○○ミリの雨」などをよく見聞しますが実際のどのくらいの雨なのか下記に解説しています。雨や風の防災気象情報を正しく理解し、ご自身の避難行動の参考としましょう。※次号6月号は防災特集の予定です。

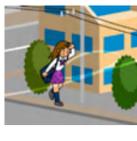
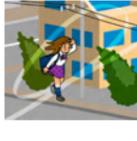
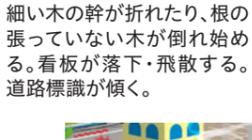
1時間に50ミリ以上の非常に激しい雨が降るおそれがあります！

雨の強さと降り方

1時間雨量 (予報用語)	雨の強さ (予報用語)	人の受けるイメージ	人への影響	屋外の様子
10 ～ 20	やや強い雨	ザーザーと降る。	地面からの跳ね返りで足元がぬれる。 	地面一面に水たまりができる。 
20 ～ 30	強い雨	どしゃ降り	傘をさしてもぬれる。 	道路が川のようになる。 
30 ～ 50	激しい雨	バケツをひっくり返したように降る。		
50 ～ 80	非常に激しい雨	滝のように降る(ゴーゴーと降り続く)	傘は全く役に立たなくなる。 	水しぶきであたり一面が白っぽくなり視界が悪くなる。 
80 ～	猛烈な雨	息苦しくなるような圧迫感と恐怖感。		

(ミリ)

風の強さと吹き方

平均風速 (予報用語)	風の強さ (予報用語)	人への影響	屋外・樹木の様子
10 ～ 15	やや強い風	風に向かって歩けなくなる。傘がさせない。 	樹木全体が揺れ始める。電線が揺れ始める。 
15 ～ 20	強い風	風に向かって歩けなくなり、転倒する人も出る。高所での作業はきわめて危険。 	電線が鳴り始める。看板やトンネル板が外れ始める。 
20 ～ 25	非常に強い風	何かにつかまっていられない。飛来物によって負傷するおそれがある。 	細い木の幹が折れたり、根の張っていない木が倒れ始める。看板が落下・飛散する。道路標識が傾く。 
25 ～ 30		屋外での行動は極めて危険。	
30 ～ 35	猛烈な風		
35 ～ 40			多くの樹木が倒れる。電柱や街灯で倒れるものやブロック壁で倒壊するものがある。 
40 ～			

(メートル毎秒)

イラスト:雨と風(気象庁ホームページより)

防災だより

BOUSAIDAYORI

防災対策課
防災係 ☎42-7417
消防安全係 ☎42-7418



嘉麻市防災
キマぼうろぼ
かまぼうろぼ

市民の誰もが安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目指して

嘉麻市犯罪被害者等支援条例を制定しました

令和6年
4月1日施行

基本理念

犯罪被害者等(※1)の支援は、全て犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を受ける権利が尊重されるよう推進されなければなりません。また、犯罪被害者等が犯罪等により受けた被害または二次的被害の状況・原因、犯罪被害者等が置かれている生活環境その他の状況に応じて適切に行われなければなりません。

犯罪被害者等が安心して暮らすことができるよう、二次的被害を生じさせることなく、犯罪被害者等に関する個人情報の適正な取扱いの確保に最大限配慮し、必要な支援を途切れることなく受けることができるよう実施することが重要です。
(※1)犯罪被害者等:犯罪等により被害を受けた方及びそのご家族又はご遺族

市の責務

犯罪被害者等の支援に関する施策を総合的に推進し、施策が円滑に実施されるよう、関係機関などと連携し、協力するものとします。

市民などの責務

犯罪被害者等が置かれている状況・支援の必要性を理解し、二次被害が生じないように配慮するとともに、市の施策に協力するよう努めなければなりません。

嘉麻警察署からのお知らせ

福岡県警察緊急災害援助隊が能登半島などの被災地で活動する写真などのパネル展示を市内の各施設で行います。お立ち寄りの際はぜひご覧ください。

- ①バス来る嘉麻……4月下旬～5月上旬
- ②夢サイトかほ……5月上旬～5月中旬 ※左記期間でも展示してない場合もあります。
- ③山田生涯学習館……5月中旬～5月下旬
- ④福築地区公民館……6月上旬～6月中旬 予めご了承ください。

各施設概ね1週間程度展示します



がんばれ! かまぼうロボ その23 1時間あたり100ミリの雨量



支援について

- 相談及び情報の提供等
- 犯罪被害者等見舞金の支給
- 日常生活の支援
- 居住の安定
- 広報及び啓発

ご不明な点はお問合せください



種類	金額	対象者
遺族見舞金	300,000円	犯罪行為によりお亡くなりになった方のご遺族
傷害見舞金	100,000円	犯罪行為により重傷病(※2)を負われた方

(※2)重傷病:犯罪行為による負傷または疾病(精神疾患を含む)であって、その治療に要する期間が1月以上であると医師により診断されたもの。

●問/防災対策課 消防安全係 ☎42-7418
✉seian@city.kama.lg.jp